

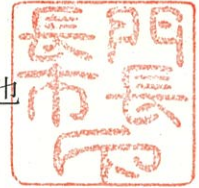


写

長水管総第106号
令和6年(2024年)7月5日

上下水道事業審議会
会長 西島 武 様

長門市長 江原 達也
(上下水道局)



長門市における適正な下水道使用料のあり方について（諮問）

このことについて、長門市上下水道事業審議会条例（平成17年3月22日条例第156号）第2条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問します。

記

（諮問の趣旨）

本市の下水道事業を取り巻く状況としては、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大など経営状況は厳しさを増しております。

下水道使用料は、1市3町の合併時の調整方針に則り3段階の改定を経て、平成28年10月に使用料体系を統一しましたが、その後7年が経過しました。

下水道事業は公営企業であるため、独立採算を原則としておりますが、過疎地域である本市では、非効率な事業環境にあることから、一般会計からの繰入金により事業運営が成り立っているのが現状であり、今後は経営の悪化に伴い繰入金の増額による一般会計の負担増が懸念されるところであります。

下水道は市民生活に必要なライフラインとして、安定的に事業を継続していくことが求められます。

そのため、中長期的な経営の基本計画として、10年間の投資計画と財政計画からなる「経営戦略」を令和2年度に策定のうえ、経営改善に取り組んでいるところであります。同戦略における経営分析では、現状のままでは益々厳しい経営状況が予想されてことから、将来を見据えた経営改善に取り組む必要があります。

こうしたことから、経費の節減に努めてきたところですが、事業運営の根幹をなす料金収入の確保は独立採算を基本原則とする公営企業にとって避けて通れない重要な課題であると認識しております。

つきましては、将来にわたり下水道事業の持続可能な運営を行うため、適正な下水道使用料のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。